



医療福祉相談室 だより

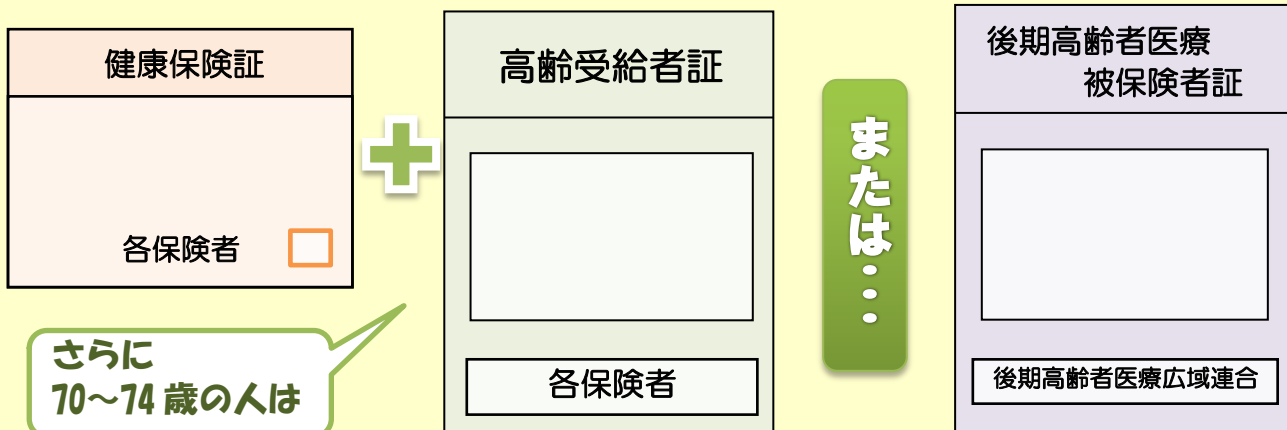
2013 年 1 月
第 2 号

松和会 MSW 部会

保険証について①

透析治療の医療費は、非常に高額になります。そのため、患者さまの経済的負担が軽減されるよう医療費の公的助成制度が確立されています。

これらの制度を利用するには必要な手続きを行い、以下でご紹介する保険証を取得する必要があります。



健康保険証（主保険）

「健康保険」、「船員保険」、「共済組合」、「国民健康保険」、「後期高齢者（長寿）医療制度」のいずれかの医療制度に加入することを義務づけられています。

健康保険は主に会社員、船員保険は船舶所有者に使用される船員、共済組合は公務員や教職員、そして国民健康保険は主に自営業者が世帯単位で加入します。0 歳～義務教育就学前は 2 割、義務教育就学後～70 歳未満は 3 割負担となります。



高齢受給者証

70 歳から 74 歳までの人を対象とした医療保障で、医療費の 1 割が自己負担となります。ただし、現役並みの所得がある人は 3 割が自己負担となります。

後期高齢者医療被保険者証

原則として、75 歳以上の方が加入する医療保険です。また 65 歳～74 歳で一定の障害を有する人も希望があれば加入することが可能です。

原則 1 割の自己負担ですが、現役並みの所得がある人は 3 割の自己負担となります。

特定疾病療養受療証
各保険者

特定疾病療養受療証

(後期高齢者医療特定疾病受療証)

人工透析を始めると【特定疾病療養受療証】(通称^長「マルチョウ」)を申請することができます。これは、高額医療費制度の特例です。

【特定疾病療養受療証】を取得すると、透析者の医療費は、自己負担が1ヶ月1万円又は2万円になります。(70歳未満の上位所得者は2万円)

^障 医療証
各市町村長

心身障害者医療費助成制度(東京都)

重度障害者医療費助成制度(神奈川県)

各都道府県が独自に身体障害者手帳のおおむね1・2級(内部障害は3級)を所持する方を対象に実施している制度です。(通称^障「マルショウ」と呼ばれています。)

この制度を利用すると、保険適用の医療を受けた場合の自己負担分の助成を受けられます(透析以外の医療も対象)

ただし、一部の市町村においては透析導入時の年齢や所得によって、交付の対象とならない場合もあります。お住まいの市町村に確認をしましょう。

※東京都にお住いの方のみ

^都 医療券
人工透析を必要とする腎不全
東京都知事

東京都難病医療費助成制度

この制度は、国又は東京都が定めた疾病で医療機関に受診されている方に、医療費公費負担をおこなう制度で、患者さまの医療費等の負担軽減を図ることを目的としています。

東京都は、人工透析を必要とする慢性腎不全を難病に指定しています。難病医療費助成制度(通称^都「マルト」)を利用する事により、人工透析にかかわる医療費自己負担が全額助成されます。